

医政局所管一般会計補助金等に係る承認基準の特例

医政局所管一般会計補助金等に係る「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）第22条の規定に基づく財産処分については、原則として「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」（平成20年4月17日会発第0417001号。以下「厚生労働省承認基準」という。）に基づくこととするが、以下については、この承認基準の特例によることとする。

1 申請手続の特例（包括承認事項）

以下に掲げる財産処分については、厚生労働省承認基準第2の2に規定する包括承認事項として取り扱うこととする。

- (1) 地方公共団体が行う経過年数が10年未満の医療施設等の補助施設等の転用であって、次の条件をいずれも満たす場合
 - ア 転用後の用途が厚生労働省所管の補助金等の対象となる事業に係る施設等（以下「国庫補助対象施設等」という。）であること
 - イ 補助金等の交付を受けずに代替施設を新たに整備すること
- (2) 地方公共団体が行う経過年数が10年未満の医療施設等の補助施設等は無償譲渡又は無償貸付する場合で、財産処分後も財産処分前と同一の事業が継続される場合
- (3) 補助金等で整備された療養病床について、財産処分の際に入院している患者がその状態に即した適切な施設等において必要な対応が図られる場合であって、次のいずれかに該当する場合（ただし、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づく第一期の医療費適正化計画が終了する平成25年3月31日までの間に限る。また、地方公共団体が行う場合及び国又は地方公共団体への無償譲渡又は無償貸付を行う場合以外については、当初の財産処分後10年を経過するまでの間は、厚生労働大臣の承認を受けないで当該施設等の処分を行ってはならないものとする。）
 - ア 療養病床（療養病床の整備を補助条件として整備された療養病床に限る。）について、病床の数を増加させることなくその全部若しくは一部について医療法第7条第2項第5号に定める一般病床に転用（取壊し後に新築又は増築する場合を含む。以下（3）において同じ。）する場合又は転用せずに療養病床の利用率等を踏まえて療養病床の数を減ずる場合であって、次の条件をすべて満たす場合
 - (ア) 1床ごとの病室面積を6.4㎡以上確保すること
 - (イ) 引き続き、機能訓練室、談話室、患者食堂及び浴室を設置していること

(ウ) 患者の療養環境を向上させるよう対応するものであること

イ 療養病床（療養病床を補助条件としているか否かにかかわらず補助金等の交付を受けて整備された療養病床をいう。）について、その全部若しくは一部を次の（ア）から（ク）までの施設に転用し、又は、それらの施設として使用することを条件として他の社会福祉法人等へ無償譲渡又は無償貸付を行う場合

(ア) 介護老人保健施設

(イ) 軽費老人ホーム（ケアハウス）

(ウ) 有料老人ホーム（居室は個室であって、入居者1人当たりの床面積が13㎡以上であるもののうち、利用者負担第3段階以下の者でも入居することが可能な居室を確保しているものに限る。）

(エ) 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室

(オ) 認知症高齢者グループホーム

(カ) 小規模多機能型居宅介護拠点

(キ) 生活支援ハウス（離島振興法（昭和28年法律第72号）、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）に基づくものに限る。）

(ク) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第4条の規定により登録されている賃貸住宅（「介護保険法施行規則第十五条第三号及び老人福祉法施行規則第二十条の四の厚生労働大臣が定める基準」（平成18年厚生労働省告示第264号）に適合するものとして都道府県知事に届けられているものに限る。）

注) 「療養病床の整備を補助条件として整備された療養病床」とは医療施設近代化施設整備事業で次により整備された療養病床をいう。

ア) 病院の改修（一部増築を含む。）により整備された療養病床

イ) 診療所の改修等（新規開設を除く。）により整備された療養病床

ウ) 介護基盤整備促進事業（平成16年度廃止）により整備された療養病床

(4) 病院における小児科医・産科医の広く薄い配置を改善し、病院勤務医の勤務環境の改善を図るため、小児科・産科における医療資源の集約化・重点化に伴う財産処分であって、次の条件をいずれも満たす場合（ただし、平成25年3月31日までの間に限る。また、地方公共団体が行う場合及び国又は地方公共団体への無償譲渡又は無償貸付を行う場合以外については、当初の財産処分後10年を経過するまでの間は、厚生労働大臣の承認を受けないで当該施設等の処分を行ってはならないも

のとする。)

ア 都道府県が主体となり、市町村、住民代表、医療関係団体等の関係者により構成される地域医療対策協議会において、小児科・産科の集約化・重点化の議論がなされた上で、集約化・重点化計画を策定し、具体的な対策を医療計画に盛り込むこと

イ 補助金等の交付を受けて、小児科又は産科の医療機関として整備したものであり、次のいずれかに該当すること

(ア) 転用の場合

国庫補助対象施設等又は医療機能強化に資する施設（例 地域医療連携推進室、医療相談室、医療安全推進室）への転用であって、転用の内容が集約化・重点化計画に位置づけられたものであること

(イ) 無償譲渡又は無償貸付の場合

譲渡又は貸付の相手方が当該補助施設等を国庫補助対象施設等として引き続き使用するものであって、譲渡又は貸付の内容が集約化・重点化計画に位置付けられたものであること

2 国庫納付に関する承認の基準の特例

以下に掲げる財産処分については、厚生労働省承認基準第3の1(1)又は2(1)に規定されていないものについても、同項に規定するものとして取り扱うことができることとする。

なお、本取扱いによる場合には、医療法人等が行うものについては、厚生労働省承認基準第3の2の(3)に規定する再処分に関する条件が付されるものとし、また、この場合であって、以下の(1)イに該当する場合には、代替施設に再処分に関する条件と同様の条件が付されるものとする。

(1) 地方公共団体又は医療法人等が行う医療施設等の補助施設等の転用であって、次のいずれかに該当する場合

ア 国庫補助対象施設等へ転用する場合

イ 新たに補助金等の交付を受けずに代替施設を整備した上で、補助施設等を転用する場合

(2) 地方公共団体又は医療法人等が行う医療施設等の補助施設等の無償譲渡又は無償貸付であって、無償譲渡又は無償貸付後において国庫補助対象施設等として使用する場合

(3) 地方公共団体又は医療法人等が行う医療施設等の補助施設等と同等以上の施設等との交換であって、交換により取得した施設等において交換前と同一の事業を行う場合

3 その他

医療施設等設備整備費補助金により取得したへき地患者輸送車（艇）の住民利用に係る財産処分の手続等については、平成12年3月31日健政発第415号厚生省健康政策局長通知「医療施設等設備整備費補助金により取得したへき地患者輸送車（艇）の住民利用に関する取り扱いについて」によるものとする。